

安城市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和6年10月23日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

令和6年10月23日

安城市長 三星元人様

安城市監査委員 中西肇

安城市監査委員 法福洋子

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和6年8月5日から9月27日までの間に実施した福祉部社会福祉課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講じるとともに、令和6年12月6日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

業務委託契約事務において、契約書に定めているセキュリティ関連書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

安城市情報セキュリティ規則第38条第1項の規定により、情報資産を取り扱う業務を委託する場合は、適切なセキュリティ対策が確保されていることを確認しなければならない。